

一般財団法人観光まちづくり佐伯レンタルサイクル利用マニュアル

レンタルサイクルを利用していただく際に、次のことを守ってください。

1. 利用の申込み

利用の申込みは、次のいずれかの方法でお願いします。

(1) 貸出場所(窓口)

- ① 佐伯市観光案内所 (佐伯駅横 Tel0972-23-3400)
- ② 佐伯市城下町観光交流館 (佐伯市城下東町 8-19 Tel0972-28-6565)

(2) 上記窓口での直接申込と電話での予約を受け付けます。

【申込手続き】

- ① 貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入してください。
- ② 電動アシスト付き自転車については、身分を証明できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証、学生証など)のコピーを取らせていただきます。(コピーは、レンタルサイクル返却時にお返しします。)
- ③ 申込書の記載に不具合が認められた場合は、利用をお断りすることがあります。
- ④ ご予約後の変更や取消は利用予定時刻の 30 分前までにご連絡ください。予定時刻を過ぎた場合、こちらから取消しをさせていただく場合がありますのでご了承ください。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用のために観光協会が知り得た個人情報については、観光まちづくり佐伯が別途定める「個人情報保護規程」に従い扱います。

3. 利用料金

貸出場所	自転車仕様	利用者	利用時間	利用料金
佐伯市 観光案内所	普通自転車	大人	4 時間未満	500 円
			4 時間以上(1 日)	1,000 円
		小学生 ※身長 140cm 以上	4 時間未満	300 円
			4 時間以上(1 日)	600 円
	電動アシスト付 ママチャリ	大人	4 時間未満	700 円
			4 時間以上(1 日)	1,400 円
キックバイク	6 歳以下	4 時間未満	300 円	
		4 時間以上(1 日)	600 円	
城下町 観光交流館	電動アシスト付 ママチャリ	大人	4 時間未満	700 円
			4 時間以上(1 日)	1,400 円

- ① 中学生以上は大人料金です。
- ② 日を跨ぐ貸出については、最大 7 日間までとし、貸出し時の申込みに限ります。
- ③ 料金は、初日の料金に加え翌日より 1 日につき 4 時間以上分の 50%を追加して計算します。
(例)普通自転車 5 日間 1,000 円+500 円+500 円+500 円+500 円=3,000 円

4. 利用時間・期間

利用時間は、午前9時から午後5時30分まで、利用期間は最大7日間です。

- ① 事前申し込みが必要です。
- ② 返却時間の午後5時30分を超えても返却されない場合は延長料金をいただきます。
(1,000円/時間)
- ③ 連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、観光まちづくり佐伯で悪質と判断した場合は、佐伯警察署に被害届を提出する等の扱いをする場合があります。

5. 利用条件

- ① 貸出・返却ともに貸出時間内(午前9時から午後5時30分)に行ってください。
- ② お一人様が同時に複数台を借りることはできません。(家族の場合を除く。)
- ③ 小学生以下のお子様につきましては、ご利用いただけない場合があります。

6. 返却先

必ず貸出を受けた場所へ返却ください。

※事故等のやむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、別途費用 3,000 円を申し受けま
す。

7. 自転車の故障

- ①利用中に発生した自転車のパンクについては、パンクした場所から貸出場所にご連絡ください。対応についてお話をさせていただきます。
- ②利用中に自転車が故障し自走できる場合は、そのまま貸出場所まで持ち込んでください。自走できない場合は、貸出場所にご連絡ください。利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担での修理をお願いすることになります。
- ④ 観光まちづくり佐伯への連絡がなく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金の負担はしかねます。
- ⑤ 自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、観光まちづくり佐伯に起因する場合を除いて観光まちづくり佐伯は一切の負担を負いかねます。

8. 自転車の盗難・紛失

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに貸出場所又は観光まちづくり佐伯(Tel.0972-23-1101)までご連絡ください。

利用者による重大な過失が認められた場合は、相当する違約金をいただく場合があります。

9. 事故

利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、観光まちづくり佐伯は一切の責任を負えません。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、貸出場所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。

前項にかかわらず、観光まちづくり佐伯が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、観光まちづくり佐伯が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

レンタルサイクルは全て防犯登録と TS マーク付帯保険へ加入しています。

補償内容は、以下をご参照ください。

【傷害補償】

自転車に搭乗中の人が国内の事故により、事故の日から 180 日以内に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害（1～4 級）を被った場合及び入院 15 日以上障害を被った場合

- ・死亡、重度後遺障害（1～4 級）・・・一律 100 万円
- ・入院 15 日以上・・・一律 10 万円

【賠償責任補償】

自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は自賠法で定める重度後遺障害（1～7 級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合

- ・死亡、重度後遺障害（1～7 級）・・・限度額 1 億円

【被害者見舞金】

自転車に搭乗中の人が第三者に傷害を負わせ、その第三者が入院 15 日以上となった場合（法律上の賠償責任を負う場合）

- ・入院 15 日以上・・・一律 10 万円

上記以外の補償には責を負いませんので、各自で傷害保険への加入をお勧めします

10. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として 1,500 円（E-BIKE の場合は 4,500 円）をいただきます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、第 8 項に定める違約金をいただく場合があります。

11. 禁止事項

利用者は次の行為を行わないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所・その他不適切な場所での利用
- (3) 歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常(パンク等)を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

12. 規約等の変更

当マニュアル・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

13. 利用取消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還していただきます。

また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者による損害を請求することがあります。